

平成19年9月26日

国立市教育委員会

委員長 佐野 文代 様

国立市学校給食施設整備検討委員会

委員長 平林 正夫

## 国立市学校給食施設整備検討委員会

### (報 告)

国立市学校給食施設整備検討委員会は、国立市学校給食センター運営審議会からの「これからの国立市の学校給食のあり方、運営形態など取るべき方策について（答申）」を踏まえ、平成18年10月より、10回にわたる「検討委員会」を開催してきました。

平成19年3月には、第三者機関（コンサルタント）による「施設設備の性能診断」調査業務委託も実施しました。

「検討委員会」は、検討内容を別紙のとおり整理し、取りまとめることができましたので報告します。

以 上

# 学校給食センター施設整備検討委員会

(報 告 書)

2007 (平成 19) 年 9 月 26 日

国立市学校給食施設整備検討委員会

はじめに

国立市学校給食施設整備検討委員会（以下、「検討委員会」とする）は、国立市学校給食センター運営審議会（以下、「運営審議会」とする）からの「これからの国立市の学校給食のあり方、運営形態など取るべき方策について（答申）」を踏まえ、平成18年10月より、10回にわたる「検討委員会」を開催してきた。

その間、平成19年3月には、第三者機関（コンサルタント）による「施設設備の性能診断」調査業務委託も実施してきた。

その中で、「検討委員会」は、経年変化のなかで老朽化の進行している、給食センターの施設整備の改善は急務の課題であるとの認識で一致した。

また、老朽化という観点からは、給食センターに限らず、今後における公共施設の整備計画を進めるにあたって、対象となる施設の改修や移築、廃止などの判断基準の設定を痛感した。

つまり、学校給食センターも相対経費比較、財政効果や資産価値、利用者ニーズ、さらには現状における法定耐用年数、使用頻度を基準にした施設老朽度などを総合的に勘案し、配置換えや統廃合を含む市有施設整備計画全体の中で事業化すべきものとした。

また、基準を設定する上で、公共施設の設置目的や使用形態は一律ではなく、学校給食センターのように、児童生徒の「食」に責任を持つ施設として、学校給食衛生管理の基準や食品衛生法などに基づく設備、衛生基準への適合性など施設の特異性を充分考慮するとともに、周辺住環境との調和などにも配慮する必要があるものとした。

以上を踏まえ下記のとおり検討内容を整理し、報告する。

## 記

### 1. 学校給食施設の改修及び改築事業の有効性について

「検討委員会」は、現在地における学校給食施設の改修及び改築については、事業化の有効性を十分に発揮できないものと判断した。

#### <理由>

- ・ 「国立市学校給食センター施設・整備性能診断調査業務委託（報告書）」に基づく検討の結果、施設躯体部分の耐震性については、通常における経年劣化に留まっているが、施設内容及び設備における、学校給食衛生管理の基準に定められた食材保管、作業の動線、衛生区画などの現有課題に対して施設上の根本的解決は困難であること。
- ・ 現在の給食センター施設用地は、都市計画法に基づく用途地域における建築条件等に適合していないこと。
- ・ 食品工場としての、現在地での諸問題（異臭・騒音・振動・交通）の解決が必要条件となること。
- ・ 「運営審議会（答申）」に示された、学校給食が果たしている役割を考慮し、供給の停止を回避する施設整備を行う必要があること。

### 2. 政策決定過程、新施設施工期間の対応策について

学校給食の重要性を考慮し、新たな政策決定、新施設施行期間は現有施設の機能保持策を十分に講じていく必要がある。

#### <留意点>

- ・ 緊急修繕等指摘事項等を実施する。
- ・ 施設、設備面が不十分で、作業をする上で、問題があるものについては委託化を検討する。

### 3. 学校給食施設の廃止（移転）に関する目標管理について

現有学校給食施設の移設を事業化するにあたっては、用地取得、事業手法の検討、運営体制の検討など、必要と考えられる日程等を考慮し、現有施設の廃止年度までの事業スケジュール（目標管理）を明確にし、保護者、住民、運営審議会、市議会等の合意形成を図る必要がある。

#### <留意点>

- ・ 用地取得にあつては、新たな買収が基本となるが、現有の公共用地並びに公共施設建設予定地（未利用地）の有効活用、事業用定期借地などを含め、財政負担を抑えた多角的な方法を検討する必要がある。
- ・ 事業手法の検討にあつては、民間資金活用や民間のノウハウを活用し、財政支出の削減・支出の平準化・給食サービスの質の向上を図る PFI の導入の可能性等を検討していく必要がある。
- ・ 運営体制については、民間に委託できる部門を調査・研究するとともに、人件費やランニングコストなど、将来における財政負担を抑えるための工夫を運営審議会、並びに保護者等の意見を反映し、決定していく必要がある。

また、民間企業や NPO 法人等のパートナーシップによる運営手法についても視野に入れて検討することが重要である。

- ・ 自校方式については、「運営審議会（答申）」を真摯に受けとめ、受入校や、費用対効果等他自治体の事例等を参考にして、その可能性について検討していく必要がある。

#### 4. 新たな施設の機能について

民間等の技術力、アイデアの活用による施設の有効活用を図り、建物、施設設備は高機能で、かつ必要最小限の適切な規模が望ましい。

##### <留意点>

- ・ 学校給食に限定せず、付加価値を有した給食センターを志向する。  
(食教育の情報発信基地・食物アレルギー対応等)
- ・ 高齢者給食や災害炊き出し等の活用可能性も含め検討することが望ましい。
- ・ 環境に配慮した施設とすることが望ましい。

以 上

国立市学校給食施設整備検討委員会

回数	月日	議 題
第1回	H18年 10/26	副委員長の指名、日程と今後の進め方、答申の施策化に向けて国立の学校給食の現状把握、その他
第2回	11/10	規模・施設設備・運営形態の内容の絞込み(改修・建て替えの比較検討及び現在地か別の適地かの方針整理、耐震強度・アスベスト・給食センターの衛生管理マニュアル等の徹底・ドライシステム・HACCP、簡易建物診断の実施)、19年度政策経費の要求について、その他
第3回	11/20	検討委員会中間報告(意見集約)について
第4回	11/30	給食センター建物診断についての再確認について
第5回	H19年 1/11	給食センター建物診断についての再確認について 建物の耐久・設備性能・食品衛生環境等に関する基礎調査を行う必要性を確認する
性能診断・調査		契約確定日：平成19年2月26日 委託期間：平成19年2月27日から平成19年3月27日まで 受託者：パシフィックコンサルタンツ株式会社
第6回	5/14	国立市立学校給食センター施設・整備性能診断調査業務委託報告 (パシフィックコンサルタンツ株式会社蜂谷氏より) 性能診断・調査報告の詳細説明、質疑応答
第7回	5/28	釜の使いまわし回数の調整、委託について、土地の確保について、その他
第8回	7/24	移築について、施設・設備の不十分さによる委託化等について、その他
第9回	8/17	これまでの検討会確認事項整理、その他
第10回	8/31	検討委員会報告について(確認) ・用地を取得し建替える。 ・民間活力導入等運営手法についても視野に入れて検討する ・その他

## 国立市学校給食施設整備検討委員会委員

所 属 ・ 職 名	氏 名
教育委員会教育次長	◎ 平 林 正 夫
給食センター所長	○ 土 屋 信 雄
企画部政策推進室長	三 田 礼 治
企画部行政管理課長	薄 井 敏 男
建設部建設課長	尾 藤 文 泰
教育委員会庶務課長	是 松 昭 一
教育委員会学校指導課長	小 林 幹 夫

◎ 委員長 ○ 副委員長

事務局 給食センター



## 国立市学校給食施設整備検討委員会設置要綱

### (設置目的)

第1条 国立市の学校給食施設の整備計画を検討するために、国立市学校給食施設整備検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 検討委員会は、学校給食施設整備計画に関する事項について調査、検討し、その結果を教育委員長に報告する。

### (組 織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、教育次長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員の中から、委員長が指名する。
- 4 委員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。
  - (1) 企画部 政策推進室長
  - (2) 企画部 行政管理課長
  - (3) 建設部 建設課長
  - (4) 教育委員会 庶務課長
  - (5) 教育委員会 学校指導課長
  - (6) 教育委員会 給食センター所長

### (任 期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する報告があった日を持って終了する。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会給食センターにおいて処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。